

3点セットを閲覧される皆様へ

民事執行法の改正により、入札の制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

そのため、入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。なお、入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

①（個人・法人を問わず）暴力団員等に該当しない旨の陳述書

及び

②（個人の場合）住民票、若しくは（法人の場合）資格証明書

更に宅地建物取引業者の方は、③宅地建物取引業の免許証写しの提出も併せてお願いします。

詳しくは、青森地方裁判所八戸支部執行官室（☎ 0178-22-4697）にお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月 9日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 真 鍋 修

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月 4日 午前 8時30分から 令和 7年12月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月17日 午前10時00分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月 7日 午後 1時10分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
特別売却 実施期間	令和 7年12月18日 午前 9時00分から 令和 7年12月19日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書(ただし、入札期間終了前までに、裁判所口座に現実に入金されたものに限る)。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 636, 000 2, 108, 800	一括	527, 200	37, 307	7, 084
1	1, 675, 000				
2	961, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 十和田市大字相坂字相坂 |
| | 地 番 | 89番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 511.98平方メートル |
| 2 | 所 在 | 十和田市大字相坂字相坂 89番地5 |
| | 家屋 番号 | 89番5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 82.83平方メートル
2階 30.57平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 2階 約37.19平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 9月 8日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 沼 尾 和 樹

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 十和田市大字相坂字相坂
地 番 8 9 番 5
地 目 宅地
地 積 5 1 1 . 9 8 平方メートル
- 2 所 在 十和田市大字相坂字相坂 8 9 番地 5
家屋 番号 8 9 番 5
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 8 2 . 8 3 平方メートル
2 階 3 0 . 5 7 平方メートル
(現況)
床 面 積 2 階 約 3 7 . 1 9 平方メートル



令和 7 年 (又) 第 7 号
令和 7 年 4 月 3 0 日受理
令和 7 年 6 月 2 4 日提出

現況調査報告書

青森地方裁判所八戸支部

執行官 今 雅 浩

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 十和田市大字相坂字相坂 |
| | 地 番 | 8 9 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 1 1 . 9 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 十和田市大字相坂字相坂 8 9 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 8 9 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 2 . 8 3 平方メートル
2 階 3 0 . 5 7 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 1階公簿とほぼ同じ 2階約37.19平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 接面する道路は市道である。
- 2 物件1上に簡易な物置が2基と私設柱が設置してある。
- 3 物件2は経年劣化がみられる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者	(令和7年5月2日に聴取した) 1 私は本件債務者です。物件1と2は私の所有です。私以外の第三者の占有はありません。 2 物件2は私が長期不在の間の管理がずさんだったのか水道管が凍結しました。ボイラーは使用不可能です。台所と1階のトイレは使用できます。
■債務者	(令和7年5月29日に聴取した) 1 前回水道管の凍結により水回りがだめになった話しはしましたが、給湯できないので浴室は使えません。2階のトイレも使用不能です。 2 1階の和室の天井が雨漏りの影響でぼろぼろになっています。 3 物件1上の簡易な物置2基はいずれも私の所有です。物件1上にある私設柱は私が立てました。テレビアンテナ設置や電話線を引いています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

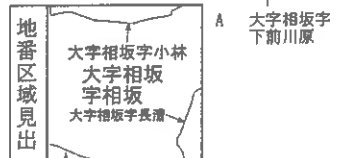
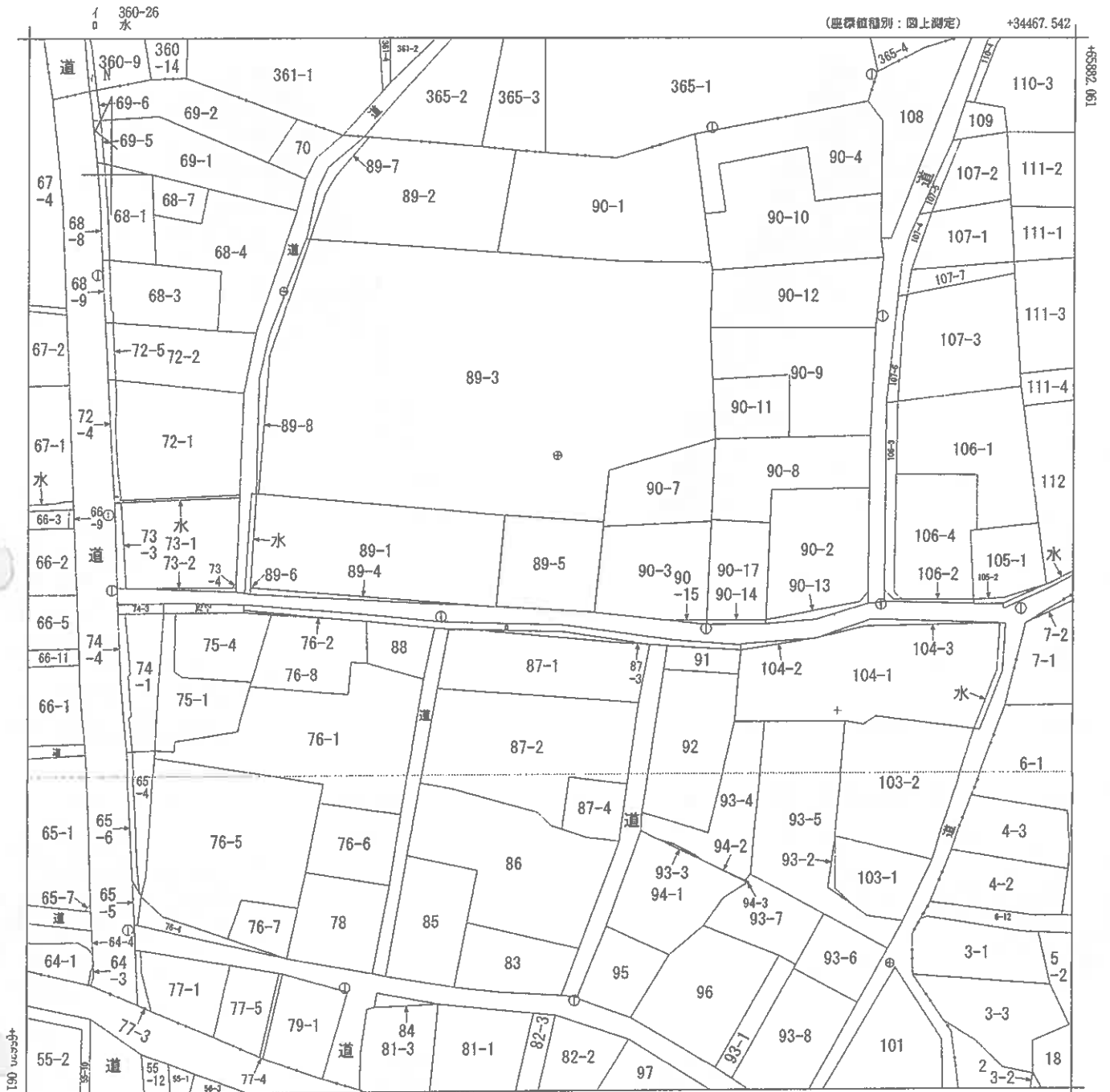
執行官の意見

- 1 本件目的物件の状況は、別紙土地建物位置関係図及び建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件目的物件の占有者及び占有状況は、現場の状況及び関係人からの聴取等から2枚目記載のとおり認定した。
- 3 物件1上の簡易な物置はいずれも基礎がなく、構造が簡易で、解体・移動も可能であるから動産（工作物）と認定した。なお、物件2の物置として利用されていることから物件2の従物として本競売の売却対象とした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 5月 1日 (木) : - :	青森地方法務局八戸支局	土地建物全部事項証明書等交付申請
7年 5月 2日 (金) 10:40-11:20	物件所在地	現場確認, 写真撮影関係人から占有関係等聴取
7年 5月 7日 (水) : - :	青森地方法務局八戸支局	土地建物全部事項証明書等受領
7年 5月 8日 (木) : - :	当庁	現況調査期日通知
7年 5月29日 (木) 13:30-14:30	物件所在地	写真撮影, 間取り等調査, 簡易計測, 関係人から占有関係等聴取, 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



請 求 部 分	所 在 十和田市大字相坂字相坂					地 番	89番5			
出 力 縮 尺	1/1000	精 度 区 分	乙一	座標系 番号又は 記号	X	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和41年10月				備 付 年 月 日 (原図)	昭和54年5月1日		補 事 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(青森地方務局十和田支局管轄)

令和7年5月2日

青森地方務局八戸支局

登記官

請求番号: 6-1

(1/1)

公用

登記年月日：平成1年3月4日

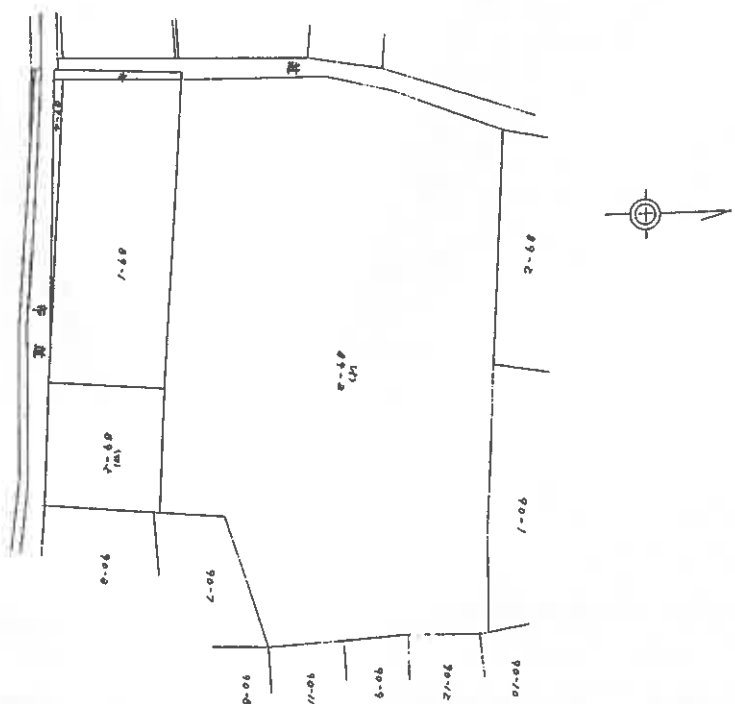
A 3 を A 4 に縮小

令和7年5月2日
 (登録地方道路局十和田支庁管轄)
 青森地方道路局八戸支局

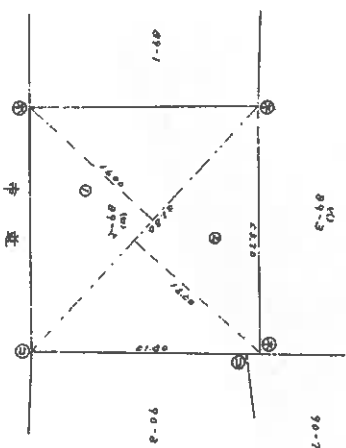
登記官

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

土地所在図 (縮尺1/1000)



地番	地積測量図
09-1	
土地の所在	十和田市大字相坂字相坂



面積	延床面積
131.88㎡	400.000
231.00㎡	474.600
計	1023.9600
延床	477.9000
延床	477.9000

09-3 (注) 延床
 6,682-477.9000 = 6,170.0000

凡例
花子
コナラ
木
○

(日調済)

作製者

申請人

1514352

縮尺

1/400

(左図)

公用

令和 7 年 5 月 2 日

菅森地方法務局 八戸支局

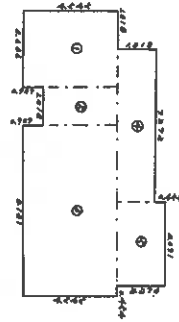
(菅森地方法務局 十和田支局管内)

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

登記年月日：平成22年2月15日

各 階 平 面 図

家 屋 番 号	09-4	建 物 図 面
建 物 の 所 在	十和田市大倉棚坂各棚坂 09 番地 4	



一階平面図計算表

1	2.60 x 4.44 = 11.564
2	7.00 x 2.46 = 17.220
3	8.01 x 4.44 = 35.564
4	7.27 x 1.81 = 13.147
5	4.09 x 2.20 = 9.000
計	85.655 m ²

一階平面図



二階平面図計算表

1	2.60 x 4.44 = 11.564
2	2.60 x 2.46 = 6.400
3	4.90 x 0.99 = 4.861
計	32.825 m ²

二階平面図

(日 記 簿 記)

作 製 者

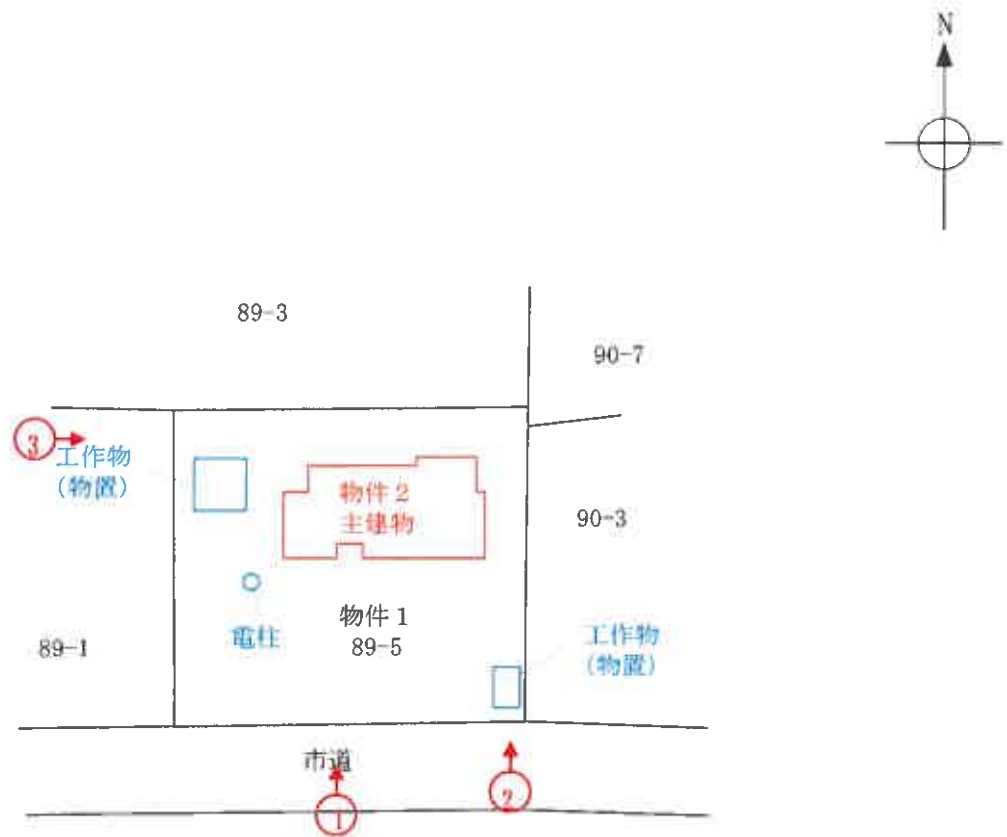
縮尺 1/240

申 請 人

縮尺 1/400

1913919 2.2.15

土地建物位置関係図

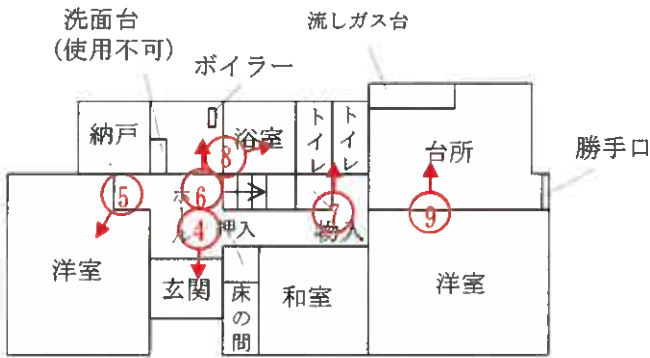


1
500

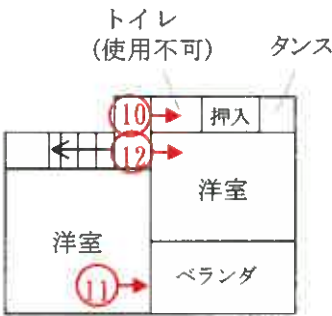
建 物 間 取 図

物件番号2 主建物

1 階



2 階



$$S = \frac{1}{182}$$

写真番号 1



本件目的物件の状況

写真番号 2



物件 1 南東側の物置

写真番号 3

物件 2



物件 1

物件 1 北西側の物置

写真番号 4



物件 2 玄関

写真番号 5

天井破損箇所



物件 2 1 階洋室

写真番号 6



物件 2 ボイラー室

写真番号 7



物件 2 1 階トイレ

写真番号 8



物件 2 浴室

写真番号9



物件2 台所

写真番号10



物件2 2階トイレ

写真番号 1 1

ベランダ



物件 2 2階洋室

写真番号 1 2



物件 2 2階洋室

副本

令和 7年（又）第 7号
令和 7年 5月29日 現地調査
令和 7年 7月 8日 評価

青森地方裁判所 八戸支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

青田淳一

第1 評価額

一括価格	
金2,636,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金1,675,000円
物件2(建物)	金961,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 現地に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地番 地目積	十和田市大字相坂字相坂 89番5 宅 地 511.98m ²	同 左 同 左 同 左 同 左
2	所在地 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	十和田市大字相坂字相坂 89番地5 89番5 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 82.83m ² 2階 30.57m ²	同 左 同 左 同 左 同 左 1階 同 左 2階 約37.19m ²
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	青い森鉄道三沢駅の南西方・道路距離約17km (附属資料1位置図参照)	
付 近 の 状 況	物件1・2を含む地域は、十和田市中心部南東方の相坂地区に、 農家住宅と一般住宅が建ち並ぶ住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 指定 60% 指定 200% なし なし
画 地 条 件	間口約23.5m・奥行約22m・地積511.98㎡の平坦な正方形地。 道路との高低差は等高。	
接面道路の状況	南側6m、市道、舗装(有) 建築基準法上: 法第42条1項1号	
土地の 利用状況等	土地所有者が、物件2建物の敷地として占有している。 電柱が存在するほか、競売目的物である工作物(物置)が二つ存在する。	
供 給 処 理 施 設	上水道	あ り
	ガス配管	な し
	下水道	あ り

特 記 事 項	な し
---------	-----

2 建物の概況及び利用状況等(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 平成2年2月10日新築 経過年数 35年 経済的残存耐用年数 0年
仕 様	構 造: 木造 屋 根: 亜鉛メッキ鋼板 外 壁: サイディング 内 壁: クロス貼り、京壁 天 井: クロス貼り、杉桤合板 床 : フローリング、畳 設 備: 電気、給排水、浴室(使用不能)、給湯(使用不能)、衛生(本下水)(建物設備は使用不能の状態のことが多い。) その他: な し
床面積(現況)	第3目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途 居 宅 間取り 附属資料5建物間取図参照
品 等	普 通
保守管理の状態	劣る。 長期間管理せずに放置されていたため、使用出来ない建物設備が多いほか、雨漏りによる天井の損傷が見られる。
建物の利用状況	建物所有者が居宅として使用している。

特 記 事 項	2階ベランダ部分が増築されている。 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	9,170	1.04	511.98	(1-0.30)	3,418,000

〔 総額につき千円未満の端数
金額は四捨五入、以下同 〕

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 十和田(県)－5

公示価格等

時点修正

標準化補正

地域格差

標準画地価格

$$13,000\text{円}/\text{㎡} \times \frac{100.0}{100} \times \frac{100}{102} \times \frac{100}{139} \approx 9,170\text{円}/\text{㎡}$$

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正: 画地条件(方位)+2%

◇地域格差: 交通接近条件(商業施設、中心部)+6%

環境条件(居住環境)+31% (相乗積による)

イ 個別格差: 画地条件(方位)+4%

ウ 地積: 登記数量による

エ 建付減価: 建物と敷地との適応の状態等を考慮して建付減価を－30%と査定した。

② 建物価格(物件2)

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	145,000	120.02	0.020	348,000

ウ 現価率:

経過年数、経済的残存耐用年数、観察減価及び中古建物の市場性減価、残価率を下表のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を以下のとおり査定した。

番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	観察減価及び中古 建物の市場性減価	残価率	現価率
2	35	0	0.50	0.040	0.020

※現価率＝{残価率 ＋ (1－残価率) × 経済的残存耐用年数／(経過年数＋経済的残存耐用年数)} × (1－観察減価率)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	3,418,000	1.00	0.30	法定地上権	1,025,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲： 物件1の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合： 土地利用権を法定地上権と判定し、法定地上権割合を本件建付地価格の30%と判断した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ ×オ
1	3,418,000	-1,025,000		(1-0.00)	(1-0.30)	1,675,000
2	348,000	+1,025,000		(1-0.00)	(1-0.00)	(1-0.30)
一括価格（合計）						2,636,000

ウ 占有減価修正： 減価なし

エ 市場性修正： 減価なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査価格 十和田(県)ー5

所 在： 十和田市大字三本木字西小稲118番8
 価 格： 13,000円/㎡
 位 置： 青い森鉄道線三沢駅から道路距離約18kmに位置する。
 価 格 時 点： 令和6年7月1日
 地 積： 224㎡
 供給処理施設： 上水道、下水道
 接 面 街 路： 東側6m私道に接面
 用 途 指 定 等： 非線引都市計画区域、第1種低層住居専用地域
 (指定建ぺい率50%、指定容積率80%)
 地 域 の 概 要： 一般住宅が増えつつある市街地南西方郊外の新興住宅地域

第7 附属資料の表示

- | | | |
|---|------------------------|--------|
| 1 | 位置図(出所：国土地理院ウェブサイト)・・・ | 1 葉 |
| 2 | 法第14条第1項地図写 | ・・・1 葉 |
| 3 | 地積測量図写 | ・・・1 葉 |
| 4 | 建物図面及び各階平面図写 | ・・・1 葉 |
| 5 | 建物間取図 | ・・・1 葉 |
| 6 | 建物配置図 | ・・・1 葉 |

以 上

地理院地図

GS17 附属資料

1 位置図

西三十三番町

西三十四番町

西三十五番町

西三十六番町

西三十七番町

西三十八番町

西三十九番町

西四十番町

西四十一番町

西四十二番町

西四十三番町

西四十四番町

西四十五番町

西四十六番町

西四十七番町

西四十八番町

西四十九番町

西五十番町

西五十一番町

西五十二番町

西五十三番町

西五十四番町

地理院地図

GS17 附属資料

1 位置図

西三十三番町

西三十四番町

西三十五番町

西三十六番町

西三十七番町

西三十八番町

西三十九番町

西四十番町

西四十一番町

西四十二番町

西四十三番町

西四十四番町

西四十五番町

西四十六番町

西四十七番町

西四十八番町

西四十九番町

西五十番町

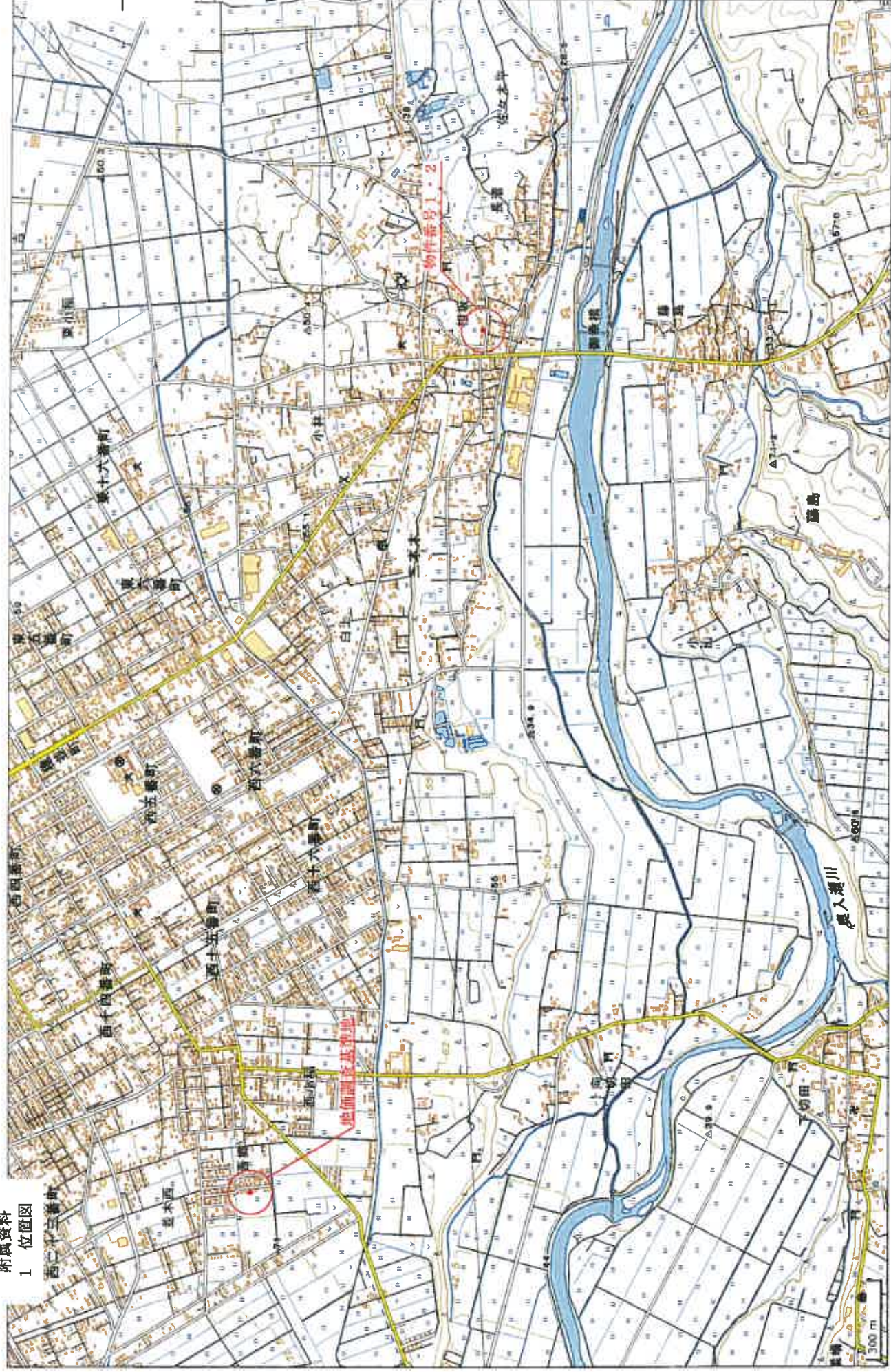
西五十一番町

西五十二番町

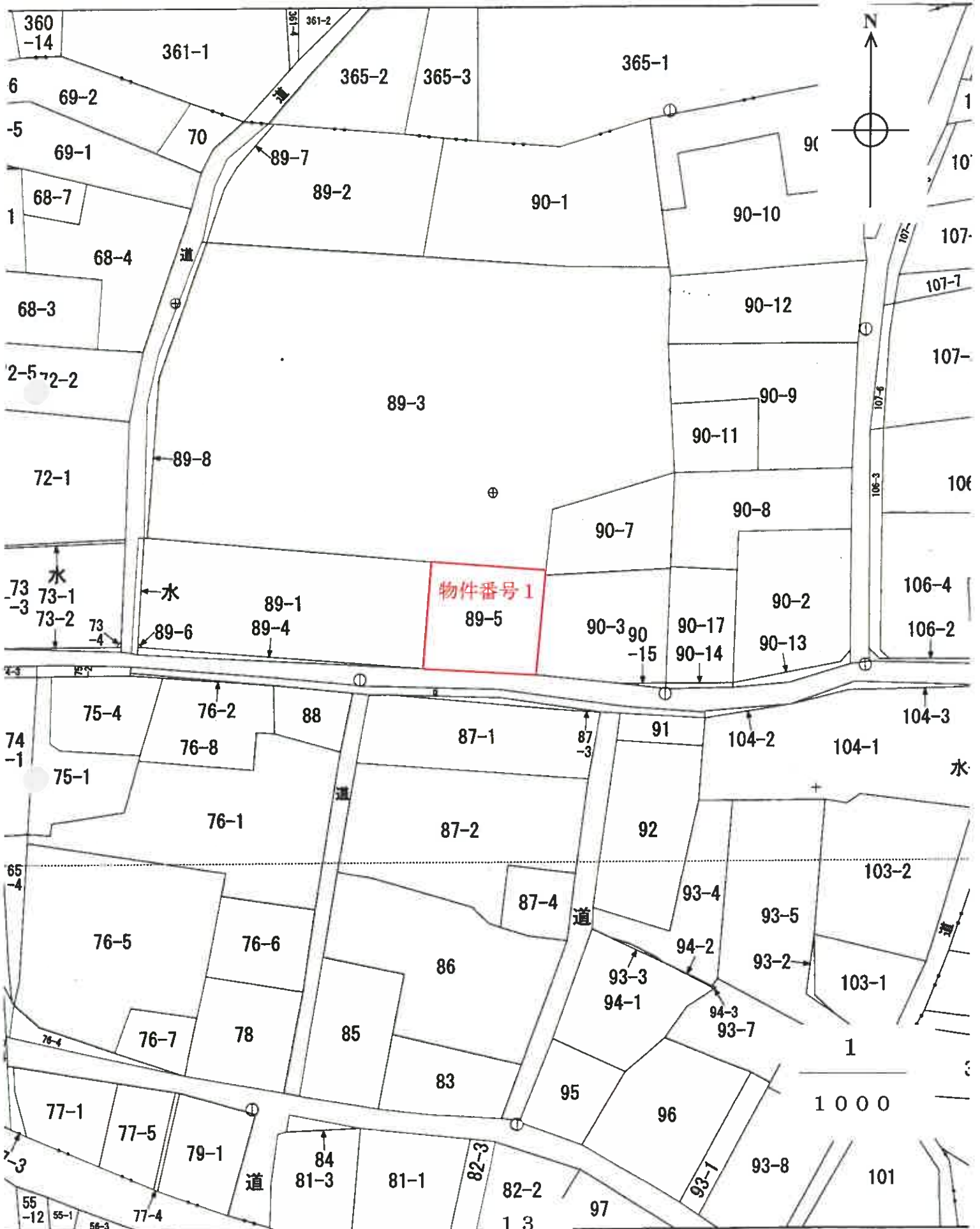
西五十三番町

西五十四番町

令和7年(ヌ)第7号



A3用紙をA4用紙に縮小しています



附属資料

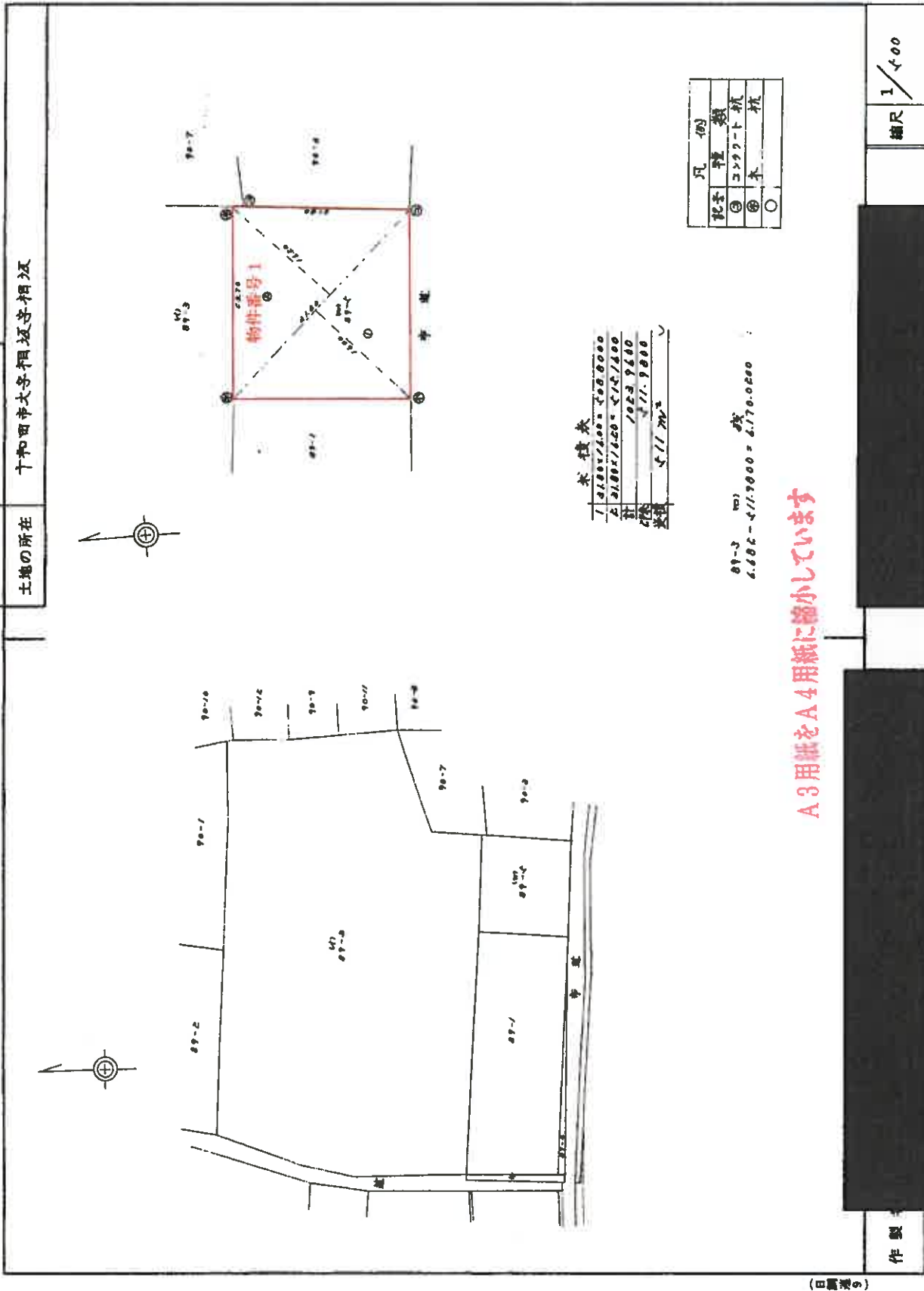
3 地積測量図写

土地所在図（縮尺1/1000）

地番 89-2
89-2

地積測量図

土地の所在 十和田市大字相坂寺相坂



求積表

1	21.800/1.000 = 21.80000
2	21.800/1.000 = 21.80000
計	43.60000
求積	43.60000

凡例

記号	種類	説明
①	コンクリート杭	
②	木杭	
○		

89-2 ㎡
43.600 - 41.9000 = 1.700000

A3用紙をA4用紙に縮小しています

(日属測量)

(家属測量)

作製

縮尺 1/400

附属資料

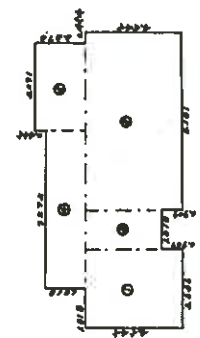
4 建物図面及び各階平面図写

各階平面図

建物図面

家屋番号	09-4
建物の所在	十和田市太田相込各相込09番地4

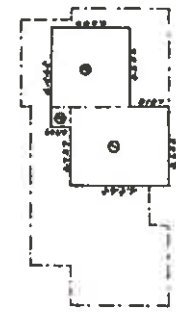
一階平面図



一階床面積計算表

1	2.66104444 = 11.922188
2	1.01022222 = 4.170248
3	0.10104444 = 0.7109242
4	7.27211818 = 12.220414
5	4.01122222 = 3.090044
計	02.037040

二階平面図



二階床面積計算表

1	2.66104444 = 11.922188
2	2.66104444 = 12.220414
3	0.10104444 = 0.7109242
計	00.472047

A3用紙をA4用紙に縮小しています

(日測地12)

(日測地)

作製者

縮尺 1/200

申請人

縮尺 1/400

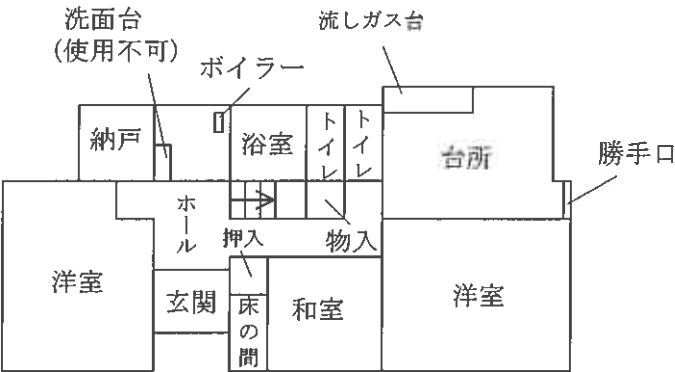
2.15

附 属 資 料

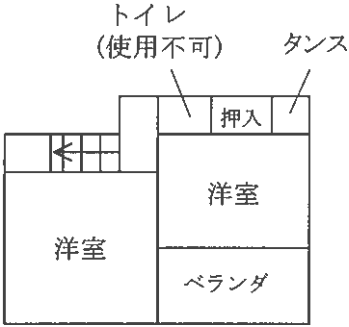
5 建 物 間 取 図

物件番号2 主建物

1 階

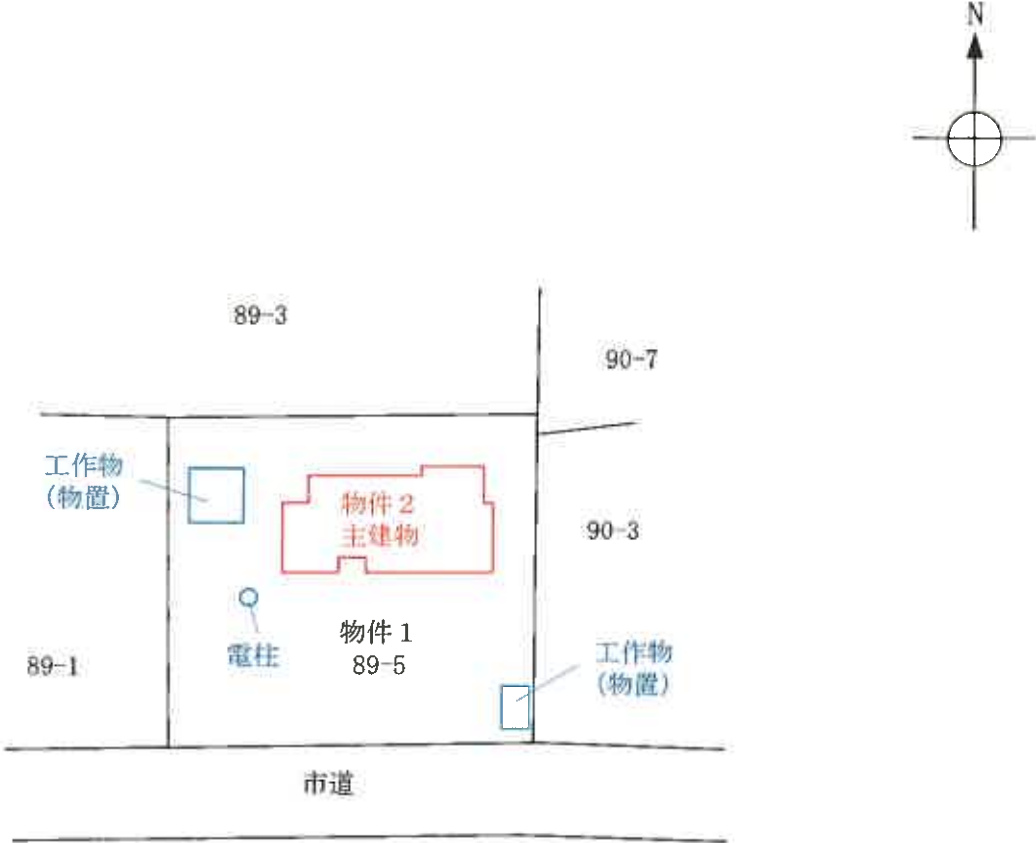


2 階



$$S = \frac{1}{182}$$

附属資料
6 建物配置図



1
500